

## 研究主題

# 法教育に関する研究

—ルールやきまり、法に基づいて問題解決を図る力を高めるための指導の工夫—

## 目 次

I	研究の背景とねらい	
1	研究の背景	28
2	「法教育」が目指すもの	29
3	研究のねらいと構想	30
II	研究の方法	
1	基礎研究	31
2	調査研究	31
3	開発研究	31
III	研究の内容	
1	基礎研究	31
2	調査研究	36
3	開発研究	41
IV	研究の成果と課題	
1	研究の成果	50
2	研究の課題	50

## 研究の成果と活用

### 1 幼児・児童・生徒の法意識を高めるための指導内容の明確化

新幼稚園教育要領、新小・中学校学習指導要領等に基づき、各校種における指導内容・方法を分析し「法教育」にかかわる指導内容例を整理した。このことにより、各学校において、各教科等の指導の関連を図り、意図的・計画的に「法教育」の指導を進め、幼児・児童・生徒の「法」に対する意識を高めることができる。

### 2 「法教育の視点」を明確にした指導モデルの提示

「法教育」を通して育てたい資質・能力を明らかにし、各教科等における具体的な指導方法等を指導モデルとして提示した。各学校においては、この指導モデル等を参考にして指導をすることにより、「法教育の視点」を明確にした指導の充実を図ることができる。

## I 研究の背景とねらい

### 1 研究の背景

近年、地域の連帯感や人間関係の希薄化が進み、個人と社会とのかかわりが薄らぐ中、規範意識の低下による青少年の非行など、青少年の健全育成上の様々な課題がみられる。

「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について（答申）」（平成14年7月 中央教育審議会）では、今日の青少年をめぐる問題の背景として、①思いやりの心や社会性など豊かな人間性が青少年にはぐくまれていないこと、②他者を省みない自己中心的な大人の意識や生き方が見られること、③様々な社会的な課題に対し、行政だけでは適切に対処できない状況になっていることをあげ、その解決のためには、個人や団体が地域社会で行うボランティア活動やNPO活動など、互いに支え合う「互恵」の精神に基づき、利潤追求を目的とせず、社会的課題の解決に貢献する活動が、従来の「官」と「民」という二分法ではとらえきれない新たな「公共」のための活動が必要である、としている。

これからの日本社会は、様々なトラブルが発生した際、それを「法」に基づいて解決する「法化社会」に向かっている。「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—」（法務省「法教育研究会」報告書 平成16年）では、以下のように述べられている。

「日本では、1990年以降、我が国は、自由で公正な社会をよりよく実現するために一連の改革に取り組んできた。その重要なねらいの一つは、行政改革や規制緩和などに示されるように、行政による過剰な事前規制を見直し、社会の内にある多様な活力を積極的に引き出していこうという点にある。しかし、規制緩和などが進められていくに伴い、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から様々な紛争が生じることが予想され、こうした紛争を法に基づいて公正に解決する必要性が生じる。また、今後、国際化がますます進展していくにつれて、様々な文化的背景や価値観を持った人々の間での交渉が日常化していくことによって、今まで以上に透明なルールによる紛争解決が求められることになる。平成13年から本格的に始まった司法制度改革は、このような法に基づく公正な紛争解決が迅速に行われるために、司法・裁判制度の改革を実現しようとするものにほかならない。」

また、平成18年12月に改正された教育基本法では、前文に「公共の精神」の尊重が示され、第二条（教育の目標）の2項に「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が規定された。教育基本法の改正を受けた学校教育法の改正では、第21条の義務教育の目標第1項に、「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」が示された。また、幼稚園においては「集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。」、高等学校においては「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。」が目標とされた。

さらに、東京都教育ビジョン（第2次）では、「公共の場での基本的なマナーを守れない、耐性を欠き自己をコントロールできない子供が増えていることから、子供たちの発達段階に即して、社会の責

任ある一員としての規範意識や公共心、思いやりの心等を育成する必要がある。」とし、【視点3】「子供・若者の未来を応援する」の取組の方向10「子供の心と体の健やかな成長」の重点施策として「『法』に関する教育の推進」を掲げ、「規範意識など自由で公正な社会の担い手としての資質・能力の基礎を学校段階から育成するため、責任ある市民生活を送る上で必要となる身近な『法』に関する教育のカリキュラム開発や指導資料の作成を行うとともに、教員研修等を実施する。」としている。

## 2 「法教育」が目指すもの

日本における「法教育」は、2000年代に入ってから、弁護士や司法書士などの法曹関係者による研究会等の活動等を通して推進されてきた。また、司法制度改革の動きを受け、法務省を中心に、文部科学省との連携による「法教育研究会」（平成15年7月発足）、「法教育研究協議会」（平成17年5月発足）における協議を通して、学校における「法教育」の指導の在り方等が検討されている。

「法教育」とは、どのような教育なのか、また、「法教育」を通して子供たちにどのような力をはぐくむことが必要であるのか。「法教育研究会」報告書では、次のように述べられている。

- ①「法教育」とは、広く解釈すれば、法や司法に関する教育全般を指す言葉である。しかし、より具体的には、アメリカの法教育法(Law-Related Education Act of 1978, P.L. 95-561)にいう Law-Related Educationに由来する用語であって、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育である。
- ②「法教育」とは、法曹養成のための法学教育などとは異なり、
- ア 法律専門家ではない一般の人々が対象であること
  - イ 法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること
  - ウ 社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある。
- ③我が国における法教育は、個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うことが目指されるべきである。

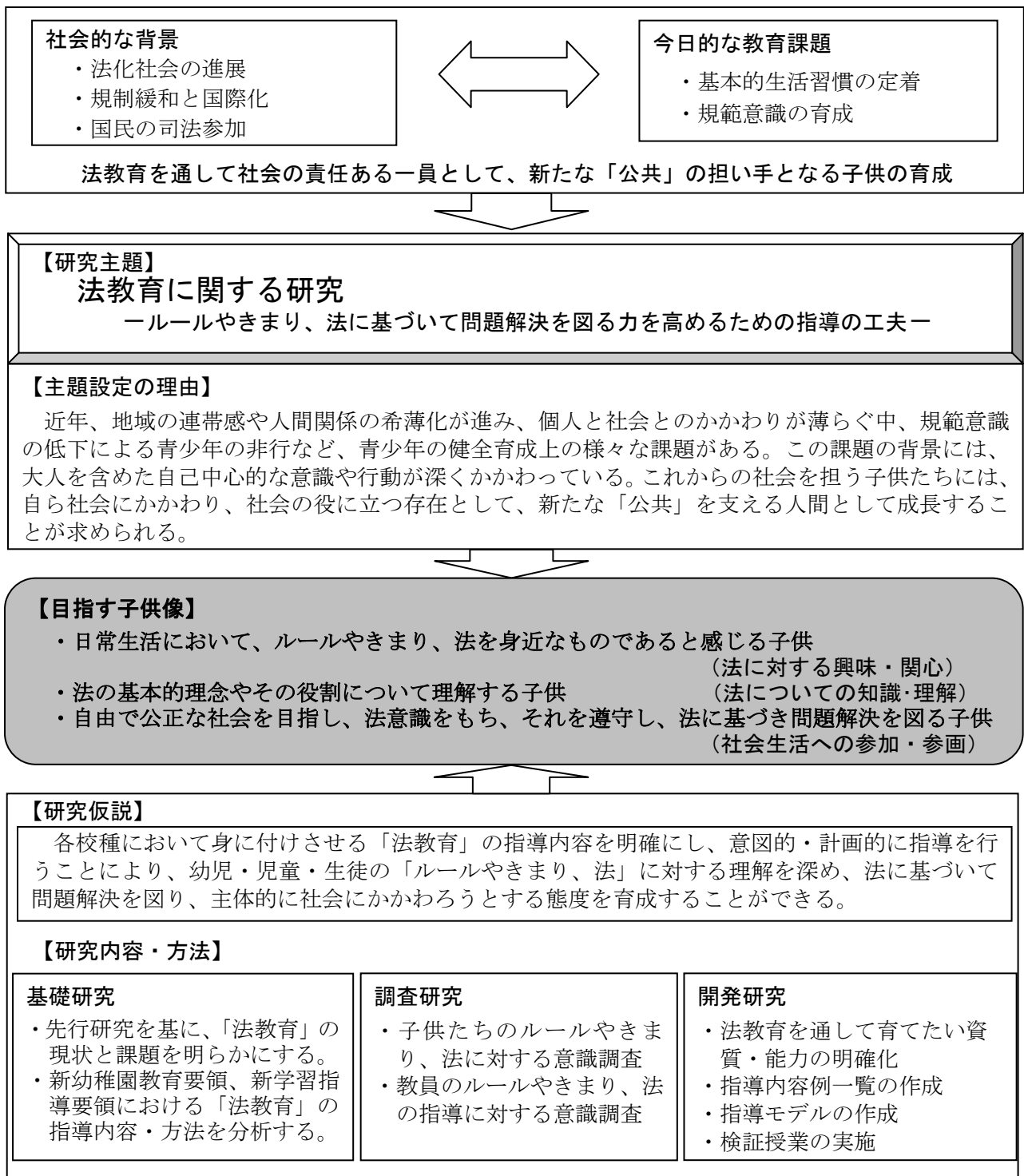
「自由で公正な社会」とは、個人がそれぞれ自分の幸福を追求することができる社会であり、かつ、自由な活動で生じる衝突を、法に基づいて公正に解決し調整できる社会である。「自由で公正な社会」の形成者を育てるためには、「法教育」を通して、法についての考え方を身に付けさせ、法を利用して問題を解決する力（議論し、相手を説得する力とともに、相手の説明する内容が納得できるならその説得を受け入れて合意形成を図る能力）を育成することが求められる。

### 3 研究のねらいと構想

#### (1) 研究のねらい

本研究では、研究仮説を「各校種において身に付けさせる『法教育』の指導内容を明確にし、意図的・計画的に指導を行うことにより、幼児・児童・生徒の『ルールやきまり、法』に対する理解を深め、法に基づいて問題解決を図り、主体的に社会にかかわろうとする態度を育成することができる。」と設定し、新幼稚園教育要領、新学習指導要領等に示された「法教育」にかかわる指導内容を明らかにし、一覧表に整理することにより意図的・計画的に指導ができるようにするとともに、効果的な指導方法を開発し、指導モデルとして示すことを研究のねらいとした。

#### (2) 研究の構想



## Ⅱ 研究の方法

### 1 基礎研究

文献研究を基に、(1) 学校における「法教育」の現状と課題、(2) 新幼稚園教育要領、新学習指導要領に示されている「法教育」に関する指導内容・方法を整理した。

### 2 調査研究

学校において「法教育」を推進するための課題を明確にすることをねらいとして、都内公立小・中学校、都立高等学校の児童・生徒を対象に、「ルールやきまり、法」に対する意識について質問紙法により調査を実施した。また都内公立小・中学校、都立高等学校の教員を対象に、「法教育」の指導に対する意識や指導の実際について質問紙法により調査を実施した。

### 3 開発研究

基礎研究・調査研究を基に、(1) 法教育を通して育てたい資質・能力を校種ごとに整理し、(2) 新幼稚園教育要領、新学習指導要領の分析を行い、各校種における「法教育」の指導内容例一覧表を作成して、(3) 「法教育の視点」を明確にした指導モデルを開発するとともに、(4) 小学校の「道徳」、中学校の「特別活動」、「社会」において、検証授業を実施し、指導法の有効性を検証した。

## Ⅲ 研究の内容

### 1 基礎研究

#### (1) 「法教育」の現状と課題

「法教育研究会」報告書、「法教育推進委員会」の「法教育推進協議会の協議の状況について」を基に、学校における「法教育」の現状と課題を整理する。

##### ① 現状

我が国の学校教育では、児童・生徒の発達段階に即し、社会科をはじめ、関係教科、道徳、特別活動等において、学習指導要領を踏まえ、教科書やその他の教材を用いながら、法やきまりの意義、司法の仕組みなどについて理解させ、それらを自分の生活に生かすとともに、社会の一員として法やきまりに基づいてよりよい社会の形成に主体的、積極的にかかわろうとする態度などを育成することとしている。

しかし、我が国における「法教育」は、発達段階に応じたプログラム、カリキュラムが用意されているわけではなく、それぞれの教科等の特質において「法」についての指導を行うという現状がある。また、指導に当たっても、意欲的な学校や教員が、例えば、裁判の傍聴や、模擬裁判の実施等の体験的・問題解決的な学習を取り入れたり、弁護士や司法書士等の法律実務家との連携協力による授業を行ったりするなど、児童・生徒のルールやきまり、法に関する興味・関心を引き出すような実践を行っているが、全体としては意図的・計画的な指導が十分に行われていない現状がある。

##### ② 課題

ア 学習能力及び心理的な発達段階に応じて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び社会教育（生涯学習）の各段階における法教育の在り方を整理していく必要がある。

イ 法教育の位置付けについては、発達段階を縦軸と考え、法教育で身に付けるべき基本的な価値及び概念等を横軸と考えて、明確にしていく必要がある。その際、発達段階に応じた到達度につ

いて検討するだけでなく、基本的な価値及び概念等を繰り返し教えていくことの必要性についても検討する必要がある。

ウ 小学校・中学校における法教育は、教科等の中で展開していく必要がある。その前提として、現在、経済、政治、倫理的内容を扱う教科等で指導されている学習内容との相関関係、差異について検討するとともに、法教育の観点から充実を図ることによる既存の教科等への影響、効果についても考えていく必要がある。

エ 具体的な法教育の場面として、社会科（必修、選択）、総合的な学習の時間、特別活動などで法教育をどのように展開するか、また、それぞれの教科等をどのように相互に関連させるのかについて検討する必要がある。

オ 学校現場における法教育の実践の拡大を支援するため、教材作成や教室における実際の指導などにおいて、法律実務家がどのような支援をすることが可能か検討する必要がある。

## (2) 新幼稚園教育要領、新学習指導要領に示されている「法教育」に関する指導内容・方法

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領が改訂された。新幼稚園教育要領、新小・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領(案)に示された「法」に関する指導内容や指導法などについて分析を行い、各校種において、意図的・計画的な指導が充実できるようにしていくことが求められている。

### ① 新幼稚園教育要領に示されている「法教育」に関する指導内容・方法

現行の幼稚園教育要領では、領域「人間関係」のねらいとして「(10) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気づき、守ろうとする。」ことなどの指導及び援助がされてきた。対人関係をうまく築くことができない、自制心や規範意識が希薄化しているなどの課題の指摘を受け、新教育要領では、内容の取扱い（5）に「集団の生活を通して、幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いの思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気づき、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること」が新たに加えられている。

「法教育」にかかわるねらい・内容等	新教育要領解説に基づく援助のポイント
人とかかわりに関する領域「人間関係」 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。 1 ねらい (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。 2 内容 (6) 自分の思ったことを伝え、相手の思っていることに気づく。 (9) よいことや悪いことがあることに気づき、考えながら行動する。 (11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気づき、守ろうとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児との信頼関係を築く。</li> <li>・ 幼児の主張や思いを十分に受け止める。</li> <li>・ 互いの思いが伝わるようにしたり、納得して気持ちの立て直しが図れたりするように援助する。</li> <li>・ 行動の何が悪かったか、どうすべきだったのか考えさせる。</li> <li>・ 人としてしてはいけないことは、「悪い行為」であると明確に示す。</li> <li>・ 他者の立場から考えさせるようにする。</li> <li>・ きまりの必要性を理解した上で、守ろうとする気持ちをもたせる。</li> <li>・ 遊びのルールを作ったり、作り変えさせたりする。</li> </ul>

## ② 新小・中学校学習指導要領に示されている「法教育」に関する指導内容・方法

小・中学校の新学習指導要領「総則」には、学校教育における道德教育の充実が掲げられている。その中で、「法やきまり」については、小学校では、「児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。」、中学校では、「生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。」と述べられており、小・中学校を通した「法教育」の推進が求められている。

## 【国語】

「法教育」では、法を利用して問題を解決する力（議論し、相手を説得する力とともに、相手の説明する内容が納得できるならその説得を受け入れて合意形成を図る能力）を育成することが求められる。国語科では、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で「伝え合う力」を高める活動が行われており、国語科においても「法教育」を意識した指導が必要である。

		「法教育」にかかわるねらい・内容等	新学習指導要領解説に基づく指導のポイント
小学校	1・2年	目標（1）話題に沿って話し合う能力を身に付けさせる。 「A話すこと・聞くこと」（1）オ 互いの話を集中して聞き、話題に沿って話し合うこと。 「A話すこと・聞くこと」（2）イ<言語活動例> 尋ねたり応答したり、グループで話し合っって考えを一つにまとめたりすること。	・話し手に顔を向けるようにしたり、話の内容に関心をもち、頷いたりしながら聞く。 ・内容を確認したり、分からないことは質問したりする。 ・一人一人が考えを出し合っって、グループとして考えをまとめる過程を重視する。
	3・4年	目標（1）進行に沿って話し合う能力を身に付けさせる。 「A話すこと・聞くこと」（1）オ 互いの考えの共通点や相違点を考え、司会や提案などの役割を果たしながら、進行に沿って話し合うこと。 「A話すこと・聞くこと」（2）イ<言語活動例> 学級全体で話し合っって考えをまとめたり、意見を述べ合っったりすること。	・司会や提案の役割を理解し、それぞれの役割を果たす経験をさせる機会を設ける。 ・個人やグループの意見の共通点や相違点を整理し、それぞれの考えを反映させながら、学級全体として一つの考えに集約する。 ・討論を交わっって考えを深め合ったり広げ合ったりする。
	5・6年	目標（1）計画的に話し合う能力を身に付けさせる。 「A話すこと・聞くこと」（1）オ 互いの立場や意図をはっきりとさせながら、計画的に話し合うこと。 「A話すこと・聞くこと」（2）イ<言語活動例> 調べたことやまとめたことについて、討論などを行うこと。	・役割に基づいて、立場や意図を明確にして計画的に話し合う。 ・自主的な形による話し合いの場を多く経験させる。 ・座談会・パネルディスカッションなどを通して討論の仕方を理解し、討論を行う。
中学校	1年	目標（1）話題や方向をとらえて話し合う能力を身に付けさせる。 「A話すこと・聞くこと」（1）オ 話し合いの話題や方向をとらえて的確に話したり、相手の発言を注意して聞いたりして、自分の考えをまとめること。 「A話すこと・聞くこと」（2）イ<言語活動例> 日常生活の中の話題について対話や討論などを行うこと。	・だれと何について話し合うのか、何のために話し合うのかを理解し、今は何について話し合っっているのかをとらえ、それに応じて話す。 ・自分の考えと比較し、考えをまとめる。 ・話の要点をメモしたり必要に応じて質問したりしながら聞き取り、互いの共通点や相違点を整理することを通して、建設的な話し合いをする。
	2年	目標（1）相手の立場を尊重して話し合う能力を身に付けさせる。 「A話すこと・聞くこと」（1）オ 相手の立場や考えを尊重し、目的に沿って話し合い、互いの発言を検討して自分の考えを広げること。 「A話すこと・聞くこと」（2）イ<言語活動例> 社会生活の中の話題について、司会や提案者などを立てて討論を行うこと。	・相手の立場や考えを尊重し、目的や場面に応じて的確に話したり聞いたりする。 ・互いの発言を検討して共通点や相違点を聞き分けたり、話題になっている物事について別の立場や視点から考え、自分の考えを広げる。 ・社会生活の中から多様なとらえ方や考え方ができる話題を取り上げて、司会や提案者などの役割を決めて話し合う。
	3年	目標（1）課題の解決に向けて話し合う能力を身に付けさせる。 「A話すこと・聞くこと」（1）エ 話し合いが効果的に展開するように進行の仕方を工夫し、課題の解決に向けて互いの考えを生かす話し合うこと。 「A話すこと・聞くこと」（2）イ<言語活動例> 社会生活の中の話題について、相手を説得するために意見を述べ合っること。	・話し合いの過程で進み具合を客観的に把握し、それまでの話し合いの経緯を振り返っってこれからの展開を考える。 ・ある結論や決定に至った場合にも、少数意見を尊重し、どこまでが一致してどこから違っうのか確かめ合う。 ・話の内容を相手に理解させるよう、論理的に話す。 ・根拠を明確にすること、強調して表現すること、適切な言葉遣いで話すことが、説得力を増すことにつながる。

【社 会】

社会科では、小学校における「地域の社会を営む上で大切な法やきまり」、「三権相互の関連」や「国民の司法参加（裁判員制度）」、中学校における公民的分野における「社会生活における物事の決定の仕方（対立と合意、効率と公正）」「消費者保護（契約）」「日本国憲法の基本原則（法に基づく政治）」「法に基づく公正な裁判の保障」など、個人と社会とのかかわりや社会の仕組みを学習することを通してルールや法、司法制度などを理解することが「法教育」にかかわる内容として示されている。

		「法教育」にかかわるねらい・内容等	新学習指導要領解説に基づく指導のポイント
小学校	3 ・ 4 年	〔内容の取扱い〕 (5) 内容の(3)及び(4)にかかわって、地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの出し方や生活排水の処理、資源の再利用などに関する法やきまりを取り上げる。</li> <li>・登下校のきまりや交通事故の防止に関する法やきまりを取り上げる。</li> </ul>
	6 年	〔内容の取扱い〕 (2) イ 国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについても扱うようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三権がそれぞれ大切な働きをしていることや、三権が相互に関連し合っていることについて理解できるようにする。</li> <li>・国民が裁判に参加する裁判員制度を取り上げ、法律に基づいて行われる裁判と国民とのかかわりについて関心をもつようにする。</li> </ul>
中学校		<p>〔公民分野〕 2 内容</p> <p>(1) 私たちと現代社会 イ 現代社会をとらえる見方や考え方 人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。</p> <p>(2) 私たちと経済 イ 国民の生活と政府の役割 (内容の取扱い) イの「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。</p> <p>(3) 私たちと政治 ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。(以下省略)</p> <p>イ 民主政治と政治参加 地方自治の基本的な考え方について理解させる。(途中省略) 多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。 (内容の取扱い) イ (イ)「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「物事の決定の仕方」や「きまり」などの社会生活における意義を考えさせる。</li> <li>・社会集団の一員として、問題の解決について、どのような決定の仕方が望ましいのか、決定したことを、「きまり」として守ることの意味を考えさせる。</li> <li>・社会生活で人々がきまりを作ったりしている活動を「契約」という概念でとらえ直し、それを守ることによって権利や利益が保障されること、互いが納得して受け入れられたものである限りその結果について責任が伴うことに気付かせる。</li> <li>・「対立」と「合意」、「効率」と「公正」という考え方について理解させる。</li> <li>・消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費者行政が行われているのかについて理解させる。</li> <li>・自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識させる。</li> <li>・基本的人権の意味を中心に考えさせるとともに、それを保障している法の意義について理解させる。</li> <li>・「法に基づく政治」が民主政治の原理となっており、その運営によって恣意的支配を排除しようとしていること、独裁政治や専制政治とは異なるものであることを理解させる。</li> <li>・多数決の原理が政治に結び付くには十分な説得と討論が前提とされること、さらに、多数決が公正に運用されるためには、反対意見や少数意見が十分に尊重されることが必要であることや、多数決でも決めてはならないことがあることについても理解させる。</li> <li>・法に基づく公正な裁判によって国民の権利が守られ、社会の秩序が維持されていること、そのため、司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることについて理解させる。</li> <li>・抽象的な理解にならないように裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して理解させる。</li> <li>・国民が刑事裁判に参加することによって、裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることになり、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを期待して裁判員制度が導入されたことに気付かせる。</li> </ul>



## 【生活】

小学校1・2年生の生活科では、具体的な活動や経験を通じて、きまりやマナーを守ることなど生活上必要な習慣や技能を身に付けることが求められる。

「法教育」にかかわるねらい・内容等	新学習指導要領解説に基づく指導のポイント
(1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができるようにする。 (4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。 (6) 身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりなどして、遊びや遊びに使う物を工夫してつくり、その面白さや自然の不思議さに気づき、みんなで遊びを楽しむことができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の公共性に目を向けるようにし、学校の施設はみんなのものであること、学校にはみんなで気持ちよく生活するためのきまりやマナーがあることに気付くようにする。</li> <li>・公共の施設や機関を利用する際には、みんなで気持ちよく利用するためのルールやマナーがあることに気づき、安全に気を付けて正しく利用できるようにする。</li> <li>・遊びの約束やルールを変えていくなど、遊びを工夫しつくり出す面白さに気付かせる。</li> <li>・友達とのかかわり合いを通して、約束やルールが大切であること、それを守って遊ぶことの楽しさに気付かせる。</li> </ul>

## 【道徳】

道徳では、「法の本質」を日常生活の中に見られるルールやきまり、法の学習を通して理解させるとともに、それを守ることの大切さを実感させることが必要である。

	「法教育」にかかわるねらい・内容等	新学習指導要領解説に基づく指導のポイント
小学校	1 ・ 2 年 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) 約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切に にする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な社会生活おける出来事を取り上げ、約束やきまりをしっかりと守る態度を育てる。</li> <li>・みんなで使うものなど、具体的なものや場所を大切に にする心を育てる。</li> </ul>
	3 ・ 4 年 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な約束や社会のきまりについて理解し、それ を守るように指導する。</li> <li>・社会生活の中で守るべき道徳としての公德を大切に する態度を育てる。</li> </ul>
	5 ・ 6 年 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利 を大切にし進んで義務を果たす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法やきまりの意義を理解し、遵法の精神をもつとこ ろまで高める。</li> <li>・自他の権利を尊重し、自分に課せられた義務をしっ かり果たす態度を育成する。</li> </ul>
中学校	4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するととも に、自他の権利を重んじ義務を確実に果たし て、社会の秩序と規律を高めるように努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法やきまりは自分たちの生活や権利を守るためにあ り、それを遵守することの大切さについての自覚を 促す。</li> <li>・社会生活の中で守るべき正義として法やきまりを大 事にする心が、日々の実践に結び付いたとき、秩序 と規律のある社会が実現されるということを理解さ せる。</li> </ul>

## 【特別活動】

特別活動では、ルールの意義を体験的・実践的に学ぶ中で、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決することが求められる。

	「法教育」にかかわるねらい・内容等	新学習指導要領解説に基づく指導のポイント
小学校	<p>〔内容の取扱い〕</p> <p>(1)〔学級活動〕、〔児童会活動〕及び〔クラブ活動〕の指導については、(中略)よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理由を明確にして、自分の言葉で思いや考えを話すことができるようにする。</li> <li>相手の立場に立って真剣に聞くことができるようにする。</li> <li>互いの意見や考えの相違点を理解し合えるようにする。</li> <li>互いの思いを察し合い、そのよさを理解し合えるようにする。</li> <li>異なる意見について、説得したり、互いの意見のよさを生かしたり、折り合いを付けたりして集団としての意見をまとめることができるようにする。</li> <li>自分が賛成していないことに決まっても、集団決定したことについて、気持ちよく従い、協力できるようにするとともに、互いの気持ちを押し量った言動ができるようにする。</li> </ul>
中学校	<p>〔内容の取扱い〕</p> <p>(1)〔学級活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、(中略)よりよい生活を築くために集団として意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブレインストーミングやディベートなどを通じて、意見の異なる人と議論して協同的に問題解決する態度を育成する。</li> <li>集団の意思決定に主体的にかかわり、その決定を尊重する。</li> <li>生徒会活動と学級活動を十分に関連させながら指導する。</li> <li>教師の適切な指導のもとで、生徒会役員や各種の委員会及び学級が連携しあって創意工夫していくようにする。</li> </ul>

### 【その他の教科】

体育や保健体育では、「運動のきまりや約束などを守ることを通して、協力・公正な態度を育てること」、美術や音楽では、「知的財産権や肖像権などに配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図ること」、図画工作、家庭や技術・家庭では、「消費者の基本的な権利と責任、知的財産権や個人情報の保護の必要性について理解させる」ことなどが「法教育」にかかわる内容として示されている。

なお、各学校において目標、内容を設定し、全体計画に基づいて指導する「総合的な学習の時間」において、各教科等で学んだことを統合化して「法教育」の授業を展開することも可能である。

## 2 調査研究

### (1) 調査概要

#### ① 目的

##### ア 児童・生徒の意識調査

「ルールやきまり、法」に対する意識や行動について学校種別の意識の違いや共通点を明らかにする。

##### イ 教員の意識調査

教員の「法教育」についての意識や指導上の課題と考えていることを質問紙法で調査し、「法教育」の指導の課題を明らかにし、指導方法等の改善に生かす。

#### ② 実施時期： 平成 20 年 12 月

#### ③ 調査対象及び回収数

児童・生徒	児童・生徒		教員	教員	
	学年	人数		学校種別	人数
小学校第3学年	5	33名	小学校	82名	
小学校第5学年	5	66名	中学校	92名	
中学校第1学年	8	16名	高等学校	112名	
中学校第3学年	8	83名			
高等学校第2学年	7	58名			

## (2) 児童・生徒の意識調査の結果

「学校には、ルールやきまりは必要だと思いますか。」という設問に対しては、小学校第3学年では、ほぼすべての児童が肯定的な回答をしている。全体として肯定的な回答は8割を超えており、多くの児童・生徒がルールやきまりは必要であると感じている。しかし、「そう思う」という回答の割合は学年が上がるにつれて低下する傾向がみられる。(図1)

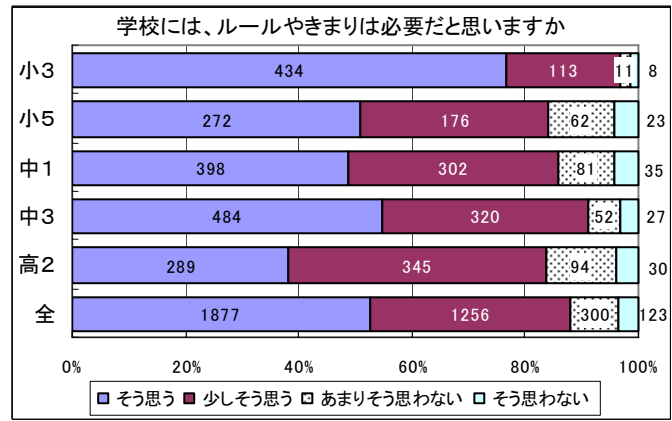


図1 学校におけるルールやきまりの必要感

「自分たちでルールやきまりを考えてつくったり直したりした経験はありますか。」という設問に対しては、小学校第3学年で約8割、第5学年で約7割の児童が「ある」と回答しているのに対して、中学生、高校生では、「ある」という回答が5割以下という結果となっている。中学生や高校生の方が、ルールやきまりは与えられているものととらえる傾向がうかがえる。

(図2)

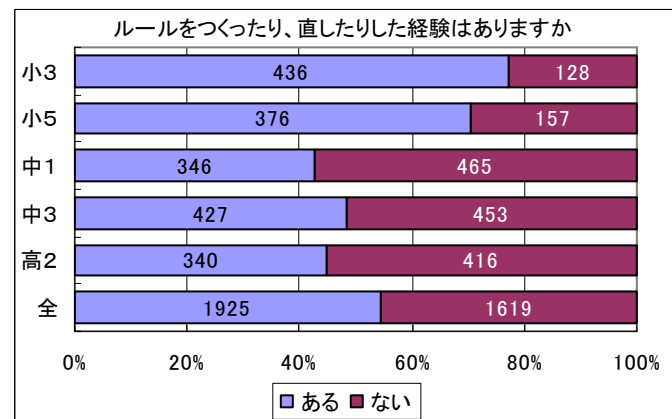


図2 ルールやきまりをつくった経験

学校のきまりを守る意識をみるために「廊下を走ってもいい」という考えに対して賛成か、反対かを問う設問を設けた。小学校第3学年では、「賛成しない」という回答が8割近いが、第5学年になると4割程度に減っている。「あまり賛成しない」を含めると小学生では、第3学年では9割以上、第5学年で約8割の児童が「賛成しない」と回答している。中学生になると「賛成しない」「あまり賛成しない」という回答は5割ぐらいに減っている。「賛成する」理由として

「急いでいるときは仕方がない」「気を付けて走れば危なくない」と考える生徒の割合が増えており、きまりを守ることに對する意識の変化が表れていると思われる。(図3)

高校生に対しては、校則で「原動機付自転車や自動二輪車の免許の取得」が禁止されている場合に、「学校に分らなければ免許を取ってもいい」という考えに賛成か、反対かを聞いたところ、約7割の生徒が「賛成する」「少し賛成する」と回答した。法律で許されていることを校則で禁止することについて、それを矛盾と感じている生徒が多い。また、自己責任で取ってもよいという回答も多く、校則に従うという意識が希薄になる現状も見られる。

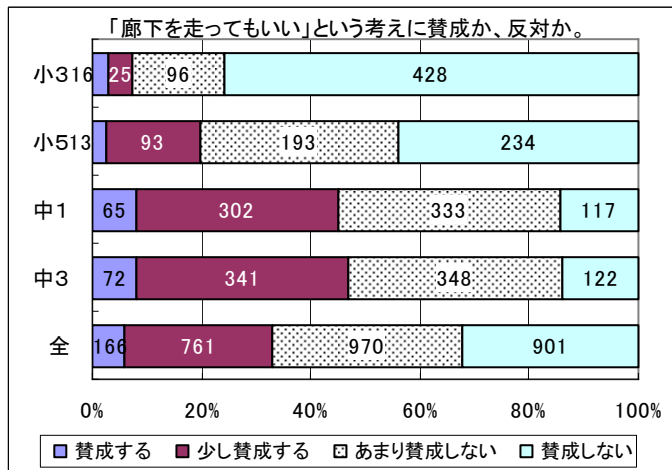


図3 学校のきまりを守る意識

「家の近くに『空き地』があったら、そこで遊ぶか」という設問に対して、『立ち入り禁止』の立札がなくても誰かの土地だから遊ばない」という回答は小学校第3学年が一番多く、学年が上がるにつれ少なくなり、中学校1年生が一番低くなっている。

高校生に対して、「学校へ通う途中に私有道路があり、その道を通った方が学校に早く着くことができる場合、その道を通って通学するか」聞いたところ、「他人の土地であるから通らない」という回答は2割で、8割近くの生徒が「通る」という回答をしている。土地の所有権を侵さないという意識は、小・中学生よりも高校生の方が低くなる傾向がみられる。

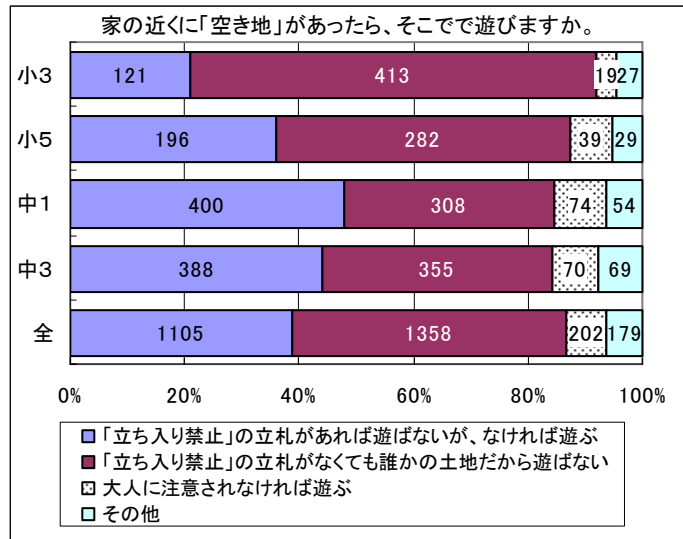


図4 土地の所有権に対する意識

「友達がお店でゲームソフトをお金を払わず持って出てしまうのを見たときにどのように行動するか」という設問に対しては、その友達に直接注意をするという回答が学年が上がるにつれて増えている。反面、「何も言わない」という児童・生徒の割合も学年が上がるにつれて増えており、友達への違法行為に対する対応が二極化していくことがうかがわれる。(図5)

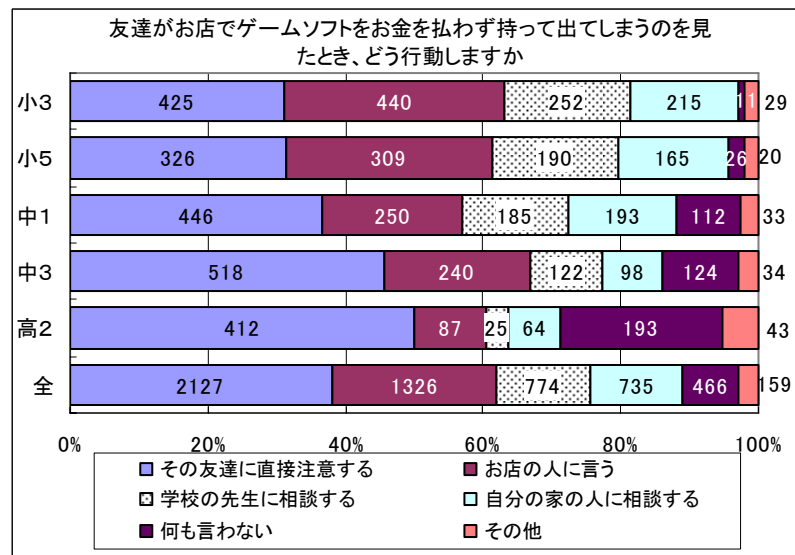


図5 違法行為に対する対応

学級会等の話合いで、お楽しみ会や球技大会等、「自分がやりたかった種目以外に決定した際に、どのように参加するか」という設問に対しては、「進んで参加する」という回答が小学校3年生と中学校3年生が7割と高い割合になっている。それ以外の学年は5割程度である。「気は進まないが参加する」という回答を含めて、合意したことに対して従うという意識はどの学年も9割以上であり、集団で合意したことには従おうという意識には学年による差はあまり見られない。(図6)

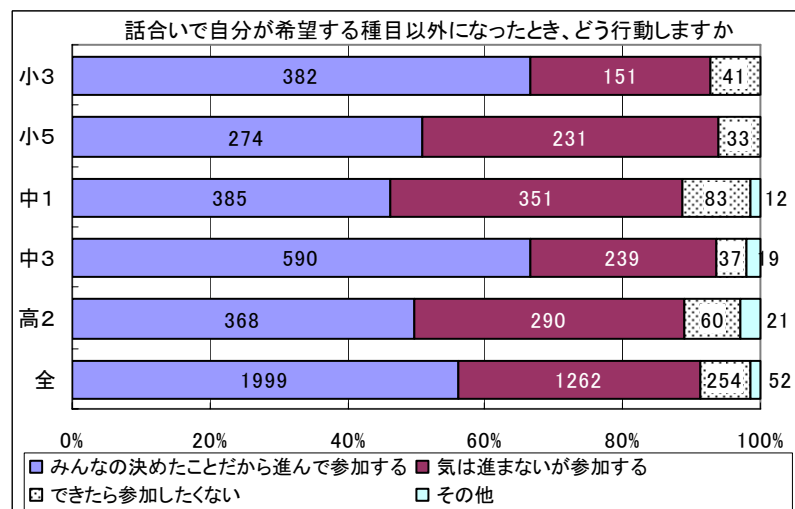


図6 集団で合意したことに対する対応

学級会やホームルームで司会をしているとき、「ほとんど決まりかけているのに、納得しない友達がいる場合に、どのようにするか」という設問では、どの学年も「納得しない友達に多数決でよいか確認してから、多数決で決める」という割合が一番多かった。「すぐに多数決で決める」という割合は、中学校、高等学校の方が小学校より高いという結果となった。(図7)

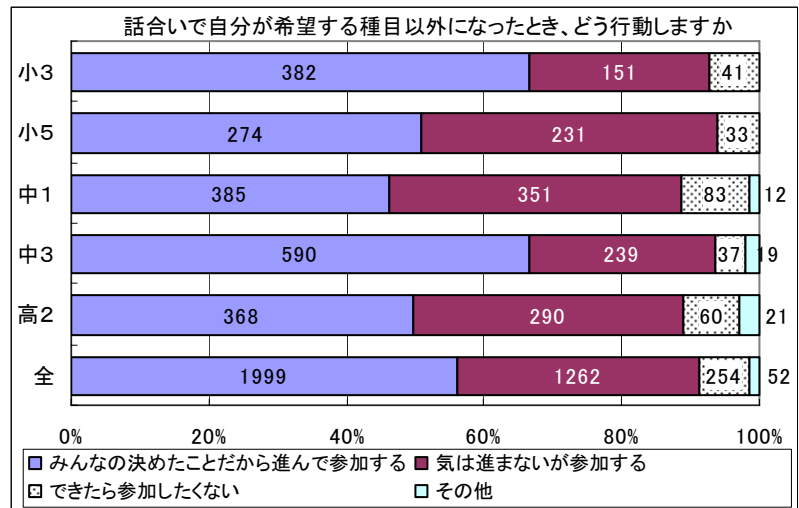


図7 司会としての合意形成の仕方

### (3) 教員の意識調査の結果

「学校において『法教育』はなぜ必要とされているのか」という設問について、4点法で分析したところ、それぞれの項目について、小学校の教員に比べ、中学校、高等学校の教員の方が、必要性を感じている割合が高くなっている。(図8)

必要な理由として「そう思う」「どちらかというと思う」という回答は、イの「法律に対する知識をしっかりと身に付けさせる必要があるから」、カの「社会生活に主体的に参加・参画する態度を育成するため」、ウの「法化社会が進展し、その中で主体的に生きていく力が求められているから」、アの「子供たちの法や道徳に対する規範意識が低下しているから」の順となっている。それらの4つの項目は、それぞれ8割以上の教員が「そう思う」「どちらかというと思う」と回答しているが、エの「法を利用して合意形成を図ることができる力が必要であるから」とオの「裁判員制度が導入され、国民の司法参加が求められているから」の二つの項目は7割以下と割合が低くなっている。(図9)

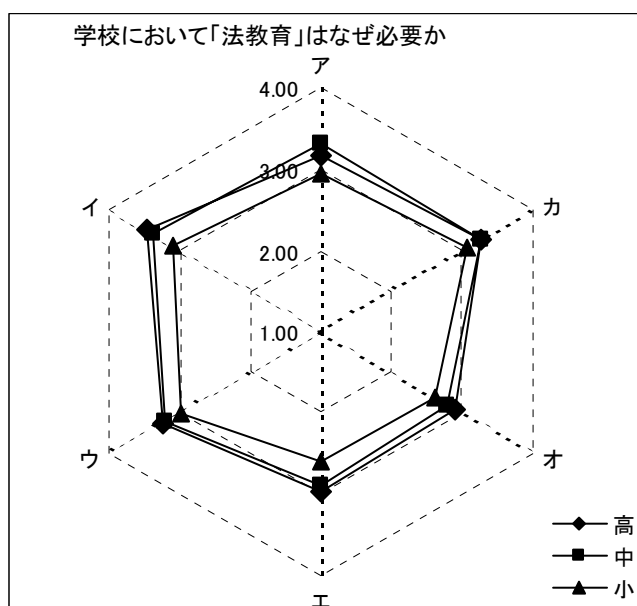


図8 法教育は、なぜ必要か (校種別)

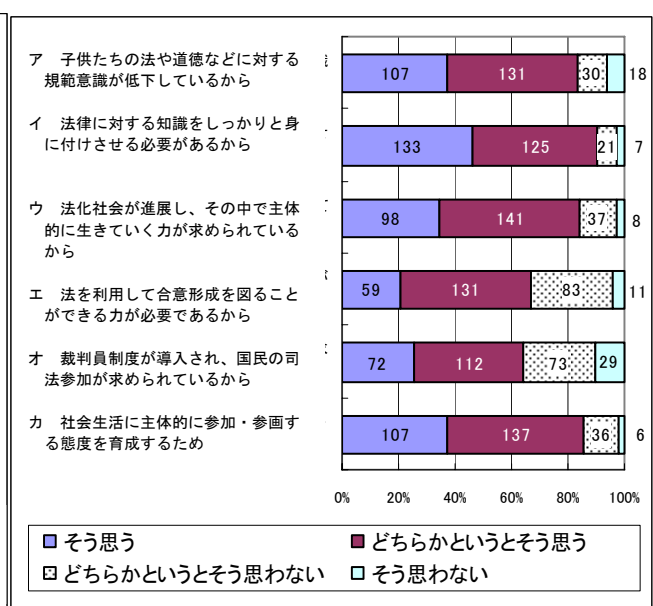


図9 法教育は、なぜ必要か (全体)

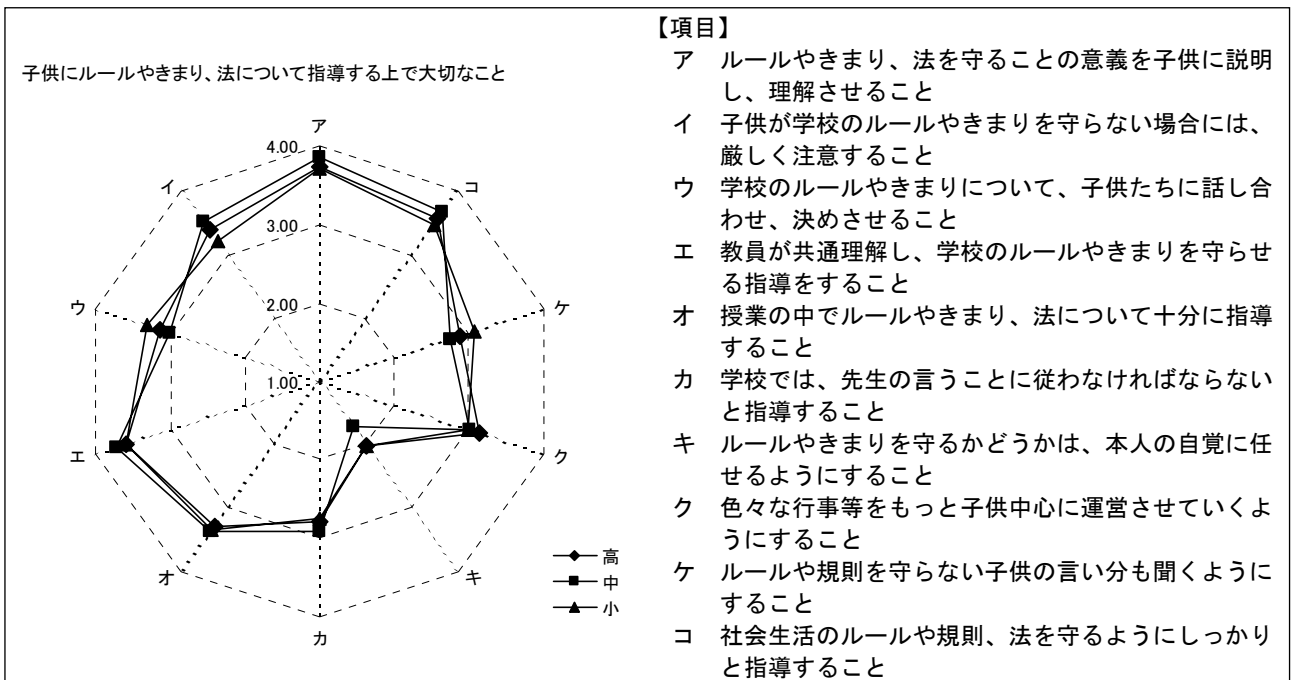


図 10 ルールやきまり、法について指導する上で大切なこと

「子供にルールやきまり、法について指導する上で大切にしていることは何か」についての回答では、すべての校種で、アの「ルールやきまり、法を守ることの意義を子供に説明し、理解させること」、エの「教員が共通理解し、学校のルールやきまりを守らせる指導をすること」、コの「社会生活のルールや規則、法を守るようしっかりと指導すること」の順に高い割合となっている。反対に一番大切と考える割合が低かったのは、キの「ルールやきまりを守るかどうかは、本人の自覚に任せるようにすること」である。

イの「子供が学校のルールやきまりを守らない場合には、厳しく注意すること」については、中学校の教員の方が小学校の教員に比べ大切と考えており、反対にウの「学校のルールやきまりについて、子供たちに話し合わせ、決めさせること」、ケの「ルールや規則を守らない子供の言い分も聞くようにすること」については小学校の教員の方が中学校の教員に比べ大切と回答している割合が高く、意識に違いが見られる。(図 10)

「法教育」を推進していく上で必要なこととしては、どの校種もクの『自由』『権利』『責任』『公正』について具体的に考えさせること、オの「法を破った場合には罰を受ける場合があることを理解させること」、キの「子供たちの自治的な活動を十分に行わせること」が上位になっている。アの「裁判官や弁護士などの法曹関係者の授業参加」やウの「模擬裁判などの活動を取り入れること」については、あまり積極的でない回答が多い。(図 11)

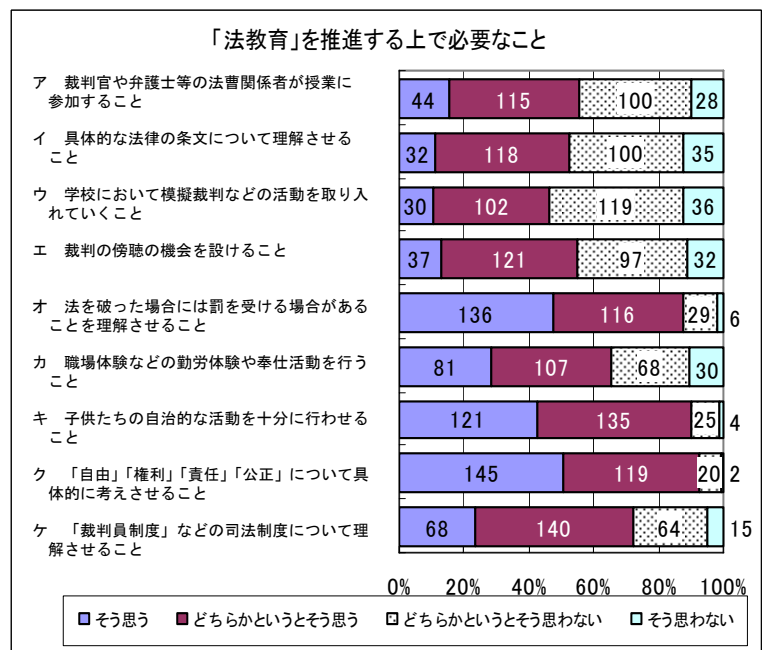


図 11 「法教育」を推進する上で必要なこと



### 3 開発研究

#### (1) 「法教育」を通して育てたい資質・能力

本研究では、基礎研究、調査研究における子供の実態の分析等を基に、「法教育」を通して「目指す子供像」を、①「法に対する興味・関心」②「法についての知識・理解」③「社会生活への参加・参画」の3点から整理した。また、子供たちが「法」を主体的に活用し問題解決を図ることができることを目指し、「法教育」を通して育てたい資質・能力を①「問題を発見する力」②「問題を把握する力」③「意味を理解する力」④「役割を理解する力」⑤「問題を解決する力」⑥「合意形成する力」の6点とした。

目指す子供像	幼稚園	小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校	高等学校	育てたい 資質・能力
<b>法に対する 興味・関心</b>  日常生活において、ルールやきまり、法を身近なものであると感ずる。	幼稚園で、仲良く過ごすために、ルールやきまりが必要であると感ずる。	学校生活を楽しく、安全に過ごすために、ルールやきまりが必要であると感ずる。	学校や地域の生活には、様々なきまりやルールが必要であると感ずる。	良好で健康な生活の維持・向上のために、ルールやきまり、法が大切であると感ずる。	豊かな社会生活を営むためには、法に基づく物事の決定が大切であると感ずる。	様々な観点から、現代社会をとらえ、法的な諸問題について考える。	＜問題を発見する力＞  ＜問題を把握する力＞
<b>法についての 知識・理解</b>  法の基本的理念やその役割について理解する。	幼稚園には、いろいろなルールやきまりがあることを理解する。	学校や地域の公共物を利用する際にはルールやきまりがあることを理解する。	健康で安全な地域の社会生活を営むために、ルールやきまりや法がつくられていることを理解する。	我が国の政治は、憲法や様々な法に基づき行われていること、その基本理念を理解する。	民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることについて理解する。	憲法や法に関する高度な知識を身に付け、社会における紛争の解決への活用への仕方を理解する。	＜意味を理解する力＞  ＜役割を理解する力＞
<b>社会生活への 参加・参画</b>  自由で公正な社会を目指し、法意識をもち、それを遵守し、法に基づいて問題解決を図る。	きまりの大切さに気付き、それを守り、友達と楽しく生活する。	友達と遊ぶ活動などを通して、自分たちで約束やルールをつくって仲良く活動する。	学級集団のきまりを話し合いで決めたり、社会のきまりや法を守ったりしながら責任をもって行動する。	学校のきまりについて話し合ったり、自分や友達の権利を大切に、協力して義務を果たす。	きまりや法を遵守し、自他の権利を大切に、義務を確実に果たし、社会の秩序や規律を高めるように努める。	民主社会の現状と将来に関する視野を広げ、その発展に何をすればよいか考え、自らの義務と責任を果たす。	＜問題を解決する力＞  ＜合意形成する力＞

#### 【法教育を通して育てたい資質・能力】

＜問題を発見する力＞	・解決すべき「法的問題」について情報・資料を収集する。
＜問題を把握する力＞	・収集した情報をもとに問題点を整理する。
＜意味を理解する力＞	・「法の本質（共生のための相互尊重、権利を守り、責務を明確にする等）」を理解する。
＜役割を理解する力＞	・法制度や法過程（法の作成、修正の手続き等）を理解する。
＜問題を解決する力＞	・自分の考えをまとめ、意見を述べる。 ・判断基準や根拠を明確にして論理的に説明する。
＜合意形成する力＞	・議論し、相手を説得する。 ・相手の意見も尊重し、自分の意見を修正しながら合意を形成していく。

#### (2) 「法教育」指導内容一覧表の作成

「法教育」を通して育てたい資質・能力を踏まえ、新幼稚園教育要領、新小学校学習指導要領、新中学校指導要領等を基に、「法教育」に関する指導内容を分析し一覧表に整理した。この一覧表を基に、各学校において体系的に法教育を推進していくことが必要である。

【「法教育」指導内容例】

幼稚園	教科等	法教育にか かわる目標	小学校					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年
領域 〔人間関係〕 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。  1 ねらい (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。  2 内容 (6) 自分の思っていることを伝え、相手の思っていることに気付く。 (9) よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。 (11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。	国語	互いの立場や考えを尊重しながら、言葉で「伝え合う力」を高める。	A「話すこと・聞くこと」(1)オ、(2)イ 話題に沿って話し合う。 ・尋ねたり応答したり、グループで話し合っって考えを一つにまとめたりする。					
	社会	個人と社会とのかかわりや社会の仕組みを通してルールや法、司法制度などを理解する。	/		(3)健康なくらし (4)安全なくらし 〔内容の取扱い〕 (5)地域の社会生活を営む上での大切な法やきまりについて扱う。		(2)政治の働き 日本国憲法の基本的な考え方 〔内容の取扱い〕 ・国会と内閣と裁判所の三権相互の関連 ・国民の司法参加(裁判員制度)	
	生活	具体的な活動や経験を通じて、きまりやマナーを守ることなど生活に必要な習慣や技能を身に付ける。			(1)学校にはみんなで気持ちよく生活するためにきまりやマナーがあることに気付く。 (4)公共のものを利用するための、ルールやマナーがあることに気付く。 (6)友達と遊ぶ活動を通して、約束やルールを作り、変えていく。			
	音楽 図画工作 家庭技術・家庭美術	消費者としての権利と責任、知的財産権や肖像権の保護、個人情報保護の保護などに配慮する態度を育てる。	/		/		(家庭) D身近な消費生活と環境 (1)物や金銭の使い方と買物について、次の事項を指導する。 ア 物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること。	
	体育 保健体育	運動のきまりや約束を守ることを通して協力・公正などの態度を育てる。					内容A・B・E (2)きまりを守って運動する。 内容E (3)簡単な規則を工夫できるようにする。	内容A・B・C (2)きまりを守って運動する。 内容E (2)規則を守って運動する。 (3)規則を工夫できるようにする。
	道徳の時間	法の本質を理解するとともに、それを守ることの大切さを実感する。	4主として集団や社会とのかかわりに関すること (1)約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。					
	特別活動	集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決する。	〔学級活動〕〔児童会活動〕及び〔クラブ活動〕 ※よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫する。					

※新小・中学校学校指導要領に示されている法教育にかかわる指導内容を、縦軸に教科等、横軸に学年ごとに示している。  
 ※表を縦に見ることで、その学年で押さえなければならない各教科等の指導内容の関連を確認することができる。



新幼稚園教育要領・新小・中学校学習指導要領及び解説編をもとに作成

中学校			高等学校
1年	2年	3年	※学習指導要領（案）による
<p style="text-align: center;">A「話すこと・聞くこと」(1)オ、(2)イ</p> <p>話題や方向をとらえて話し合う。 ・日常生活の中の話題について対話や討論などを行う。</p> <p>相手の立場を尊重して話し合う。 ・社会生活の中の話題について、司会や提案者などを立てて討論を行う。</p> <p>課題の解決に向けて話し合う。 ・社会生活の中の話題について、相手を説得するために意見を述べ合う。</p>			<p>&lt;国語総合&gt; 内容A 話すこと・聞くこと ウ 課題を解決したり、考えを深めたりするために、相手の立場や考えを尊重して話し合うこと。 ・反論を想定して発言したり疑問点を質問したりしながら、課題に応じて話し合いや討論などを行う。</p>
<p>公民的分野 (1)私たちと現代社会 イ現代社会をとらえる見方や考え方 ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、(中略)対立と合意、効率と公正などについて理解する。 (2)私たちと経済 イ国民の生活と政府の役割 ・消費者の自立支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。 (3)私たちと政治 ア人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 イ民主政治と政治参加・法に基づく公正な裁判の保障(裁判員制度)</p>			<p>&lt;現代社会&gt; (1)私たちの生きる社会 (2)現代社会と人間としての在り方生き方 ウ 個人の尊重と法の支配 &lt;倫理&gt; (3)現代と倫理 ア 現代に生きる人間の倫理 &lt;政治・経済&gt; (1)現代の政治 ア 民主政治の基本原則と日本国憲法 (3)現代社会の諸課題</p>
<p>(家庭分野) D身近な消費生活 (1)ア 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。 (技術分野) D情報に関する技術 (1)ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。 ※知的財産の保護の必要性、個人情報の保護の必要性についても扱うこと。 (美術) ※美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図る (音楽) ※音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。</p>			<p>&lt;家庭基礎&gt; (2)生活の自立及び消費と環境 &lt;家庭総合&gt; (3)生活における経済の計画と消費 &lt;生活デザイン&gt; (2)消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 &lt;社会と情報&gt; (3)情報社会の課題と情報モラル &lt;音楽 I&gt;&lt;美術 I&gt;&lt;書道 I&gt;&lt;工芸 I&gt; ※知的財産権、著作物の尊重</p>
<p>内容C・D ルールやマナーを守ろうとする。 内容E フェアなプレイを守ろうとする。 内容H 体育理論(2)イ 運動やスポーツは、ルールやマナーについて合意したり、適切な人間関係を築いたりするなど社会性を高める効果が期待できること。</p>			<p>内容C・D ・ルールやマナーを大切にしようとする。 ・合意形成に貢献しようとする。 内容E ・フェアなプレイを大切にしようとする。 ・合意形成に貢献しようとする。</p>
<p style="text-align: center;">4主として集団や社会とのかかわりに関すること</p> <p>(1)法やさまの意義を理解し、遵守することともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。</p>			<p>道徳教育 ※道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にした全体計画を作成すること。</p>
<p>[学級活動]、[生徒会活動] ※よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。</p>			<p>[ホームルーム活動] (1)ホームルームや学校の生活づくり [生徒会活動] 学校生活の充実や改善向上を図る活動</p>

※表を横に見ることで、それぞれの学年において取り組まなければならない指導内容を確認し、発達段階に応じ指導の工夫を行うことができる。

### (3) 「法教育」指導モデル

作成した指導内容例一覧表を基に、「指導モデル」を作成した。指導モデルでは「法教育」を通し育てたい資質・能力等をもとに、「法教育の視点」、「指導のポイント」を示すようにした。

## ルールのある遊びを楽しむ

幼稚園 5 歳児

### ねらい

友達や先生と活動することを通して、支え合って生活するための自立心や協調性を育て、人とかかわる力を養う。

#### ●法教育の視点

集団での遊びを通してルールを決めたり、変更したりしながら、ルールを守り、友達と楽しく遊ぶことができる。

### 指導計画

- 「海賊宝取り」をする
  - ・4歳児から親しんだ「助けオニ」に宝取りの要素を取り入れた新しい遊びを提示する。
- 遊びをする中でのトラブルの解決を考える。
  - ・うまくルールを理解できない幼児に対して、ルールの確認をする。
- 作戦会議をする。
  - ・繰り返し遊ぶ中で、遊びをより楽しむための新たなルールを幼児自身で考えさせる。

※「幼児期から児童期への教育」(国立教育政策研究所平成17年2月)をもとに作成

### ○指導のポイント

- ・遊びや作品作りなどの協同活動を具体的に設定し、仲良く過ごすためにはルールやきまりが必要であることを感じることができるようにする。
- ・活動の際の幼児の主張や思いを十分に受け止め、納得して気持ちの立て直しが図れるように援助する。

## 学校のきまりの意味を考える

小学校第1学年・生活科

### ねらい

学校生活を支えている人や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができる。

#### ●法教育の視点

小学校生活を楽しく安全に送るためには、様々なきまりを守りながら生活することが大切であることに気付くことができる。

### 指導計画

第一次	○学校生活のきまりを集め、分類する。 ・幼稚園や保育園の時のきまりと同じもの違うもの、勉強や生活のためのきまりなど子供なりにきまりを分けることで興味を高める。
第二次	○学校のきまりはなぜ必要か話し合う。 ・「どうして、そのきまりが必要か」「きまりがないと困ることはないか」考えさせる。
第三次	○きまりを守って生活するにはどうしたらよいか話し合う。 ・具体的に取る組めることを考えさせる。

### ○指導のポイント

- ・自分たちの身の回りにあるきまりを集めて分類し、「なぜ、そのようなきまりが必要か」「きまりがないとどんな困ったことが起こるか」、具体的に話し合わせる。
- ・「どうしてきまりが守れない場合があるのか」「守るためにはどうしたらよいか」話し合わせることを通して、きまりの必要性や正当性について考えさせるようにする。

## 学級におけるルール（新しい係）づくり

小学校・特別活動

### ねらい

自分たちでつくったルールやきまりを主体的に守り、行動することの大切さを考える。

#### ●法教育の視点

- ・学校生活を楽しく安全に過ごすために、ルールやきまりが必要であると感じる。
- ・自分たちで約束やルールをつかって、それを守って活動する。

### 指導計画

活動の始まり	○日々の係活動の意義や問題点等を振り返る。 ○係活動の問題点の原因を考える。 ○学級目標に照らし合わせ、学級に必要な係活動を発表する。
展開	○快適な学校生活を過ごすためにどのような係があるとよいかを考える。 ○新しくつくりたい係を発表し合う。 ○係活動を行ううえで必要なルールを決める。
まとめ	○話し合って決めたことを実践するために、各自が決意したことを発表する。

#### ○指導のポイント

- ・昨年度までの係活動を振り返り、それぞれの仕事を協力して行うことで、学級がよりよいものになっていくことを理解させるようにする。
- ・よりよい学級にするための課題を出し合い、その課題を解決するために、新しい係やルールを話し合っで決めるようにする。

## 地域社会における法やきまりの意義を理解する

小学校第3・4学年 社会科

### ねらい

廃棄物がどのように処理されているかを見学・調査したり、資料を活用したりして調べ、地域の人々はもとより広く他の市や都などの協力を得ながら事業が進められていることに気付く。

#### ●法教育の視点

法やきまりを守ることが地域の健康な生活や良好な生活環境の維持・向上を図る上で大切であることに気付くことができる。

### 指導計画

第一次	○清掃工場の見学 家庭や学校から出された廃棄物がどのように処理されているかを知る。
第二次	○地域のごみの出し方の調査 ごみ減量の取り組みとして、資源として再利用できるものを分別して回収していることを知る。 ごみ集積所周辺の衛生環境を守るため、自治会、町内会等で清掃当番が決められていたり、ごみを出す時間帯が決められていたりすることを知る。
第三次	○ごみ出しのルールを考える ごみの出し方の調査を踏まえ、自分たちは、どのようにごみの減量に取り組むことができるか話し合い、ごみの出し方のルールを考える。

#### ○指導のポイント

- ・廃棄物の出し方等について、地域や生活の中からきまりやルールを見つけ出す見学・調査活動を取り入れ、実体験に基づいてその必要性を考えるようにする。
- ・これからの生活をよりよくしていくという視点で新しいルールを考えるなど、これからの社会貢献や社会参加・参画につながる活動を行う。

## ディベートで論理的に考える力を育てる

中学校・国語科

### ねらい

話し合いのルールに基づき、相手の意見を注意深く聞きながら、資料などを活用して説得力のある主張をすることができる。

#### ●法教育の視点

- ・根拠に基づいて論理的に説明する力を育成する。
- ・解決すべき問題について、必要な情報や資料を収集する。

### 指導計画

第一次	○話し合いで論題を決める。 ○肯定・否定両意見が出しやすい論題を選ぶ。 ○チーム編成を行う。
第二次	○論題について、肯定・否定の両方の立場について調べ、立論を考える。 ○肯定・否定の両方の立場について予想される質問とそれに対する回答を考える。 ○ディベートのルール（立論→質疑→反駁1→反駁2→判定）を確認する。
第三次	○ディベートを行う。 ○ジャッジは記録を取り、その記録を根拠に判定を行う。

### ○指導のポイント

- ・根拠を明確にするために、収集した情報を整理させる。
- ・相手の反論を想定した立論や質疑を考える時間を確保する。
- ・ディベートでは、効果的な質問や反駁のために相手の意見を「聞くこと」が大切であることを伝える。

## 地域社会への参加・参画の意識を高める

高等学校・奉仕

### ねらい

地域の活性化を目的として実施されている地域行事への参加を通じて、社会を構成する一員としての行動を考え、社会生活へ参加・参画する態度を育てる。

#### ●法教育の視点

地域の人々との交流や地域事業への参加体験を通して、社会生活へ参加・参画するための義務や責任について考える機会とする。

### 指導計画

事前指導	○商店街との共同参画等 ・地域商店街の方を招いての講演を実施し、地域事業の運営等の指導を受けるとともに、事業への意見や提案を行い、地域事業への参加の意欲を高める。
奉仕体験活動	○奉仕体験活動の実施 ・模擬店の手伝いや会場の案内・整備、清掃等の役割を担う中で、地域事業がどのように実施されているかを理解する。 ・社会生活へ参加・参画する上で必要となる基本的なマナーや態度を学ぶ。
事後指導	○学習成果の発表 ・奉仕体験活動を踏まえ、地域事業に参加・参画して実感した課題や発見を整理し、発表を行う。発表を通じて、社会生活へ参加・参画する上で必要となる義務や責任について考える。

### ○指導のポイント

- ・事前指導において、地域の人々の具体的な話を聞くことで、地域社会における様々な問題を明確にし、その解決に向けての意識を高めていくようにする。
- ・奉仕体験活動のまとめでは、地域社会の発展のために自らが果たす義務について、法に基づいた問題解決の視点から自分の考えを明確にまとめ発表する時間を確保する。

(4) 検証授業

①小学校第6学年 道徳

- 主題名：法を守る精神（内容項目 高4－（2）遵法の精神）
- 資料名：「うばわれた自由」（江崎 照雄作 『小学校 読み物資料とその利用』文部省刊より）
- ねらい：社会の秩序を大切にし、進んで「法」を守ろうとする態度を育てる。

**法教育の視点** <意味を理解する力>

一人一人が日本国憲法で保障された自由を行使するためには、自らが自他の尊厳を尊重し、集団の秩序を守るための「遵法の精神」をもつことが不可欠であることに気付かせる。

○本時の指導

	学習活動	指導上の留意点 <b>指導のポイント</b>
導入	1 社会の秩序を守る「法」について、考える。 ○ 皆さんの身の回りには、どんな法律がありますか。それは、何のためにありますか。 ・ 交通法規。みんなが安全に道路を行き来するため。	<b>指導のポイント</b> ・ 身の回りには、どのような「法律」があり、それは、何のためにあるか考えさせることで、「法の大切さ」に気付くようにさせる。 ◇ 「法の大切さ」について、気付くことができたか。
展開	2 資料「うばわれた自由」を読んで話し合う。 ○ ジェラル王子は、ガリユーに注意された時、どんなことを思ったでしょう。 ・ 自分は王子だから、法を守らなくても許される。 ・ 人は皆、自由を望んでいる。自由に暮らすことは楽しいことだ。 ◎ 相手がジェラル王子と分かっても「国の決まりの大切さ」を説くガリユーはどんな気持ちだったでしょう。 ・ 誰であろうと、国の決まりを破ったからには許すことはできない。 ・ みんなのリーダーである王子だからこそ、国の決まりの大切さを分かしてほしい。 ○ ろう屋でガリユーと会ったジェラル王は、どんな気持ちになったでしょう。 ・ ガリユーに注意されたときに、国の決まりの大切さに気付いていれば、国が乱れることはなかった。	・ 「法や決まりを守ること」についてのジェラル王子とガリユーの考えの違いに気を付けながら聞くようにさせる。 ・ ジェラル王子の、安易で自分勝手な考えに気付かせることにより、誰にでもある利己心について気付かせる。 <b>指導のポイント</b> ・ 信念をもって法を遵守するガリユーの気持ちに十分共感させることにより、法を遵守することについて考えさせる。 ◇ 法を遵守する大切さに気付くことができたか。 【ワークシート】
終末	3 自分の生活を振り返って、考える。 ○ 自分勝手な行いをしないで、法や決まりを守ろうと努力したことはありませんか。それはどんな気持ちからですか。 ・ 家族が道路を横断したが、自分は横断歩道を通った。交通ルールを守って、安全に渡ることができてよかった。	・ 行為だけではなく、その時の気持ちも想起させる。 ・ 社会生活上のルールやマナーに関する発言についても受容する。 ◇ 法を遵守する態度をイメージすることができたか。 【ワークシート】

○検証授業の考察

今回の検証授業では、「法やきまりの大切さ」に気付かせるために、「身の回りにある『法律』は何のためにあるのか考えさせる場を導入に位置付けること」「信念をもって法を遵守しようとする主人公への共感を促すこと」を指導のポイントとした。

児童からは、「一人の勝手な行動が国を乱すことになる」「法はきちんと守ってこそ意味がある」「王子は手本として行動すべきである」など、「法を守ることの大切さ」について、活発に意見発表が行われた。道徳の指導において、なぜ社会には「法やきまり」があるのかということをお子たちの生活と結びつけて考えさせることが、自ら法やきまりを守ろうとする態度に結び付いたと考える。

② 中学校第2学年 特別活動（学級活動）

○題材名：「学校生活の充実を目指したルールづくり」

○ねらい：学級目標を見直し、目標達成するためのルールづくりを行う。

**法教育の視点**＜問題を発見する力＞＜問題を把握する力＞＜合意形成する力＞

- ・互いの合意形成によってルールをつくりだし、話し合いによってルールを変更できることを理解させる。
- ・きまりやルールの意義を理解し、学級や学校の秩序や規律を高める気持ちをもたせる。

○指導計画

	学習活動	指導上の留意点 <b>指導のポイント</b>
（第 一 時）	1 ルールづくりとルールの変更について、経験があるかを発表し合う。 2 ドッジボールのルール変更のシミュレーションを行う。 ・状況が変化したり、条件が変わったりしたときにその状況にふさわしい解決方法を話し合わせる。 ・ルール変更の理由がふさわしいか、全体で検討する。 3 ワークシートに「ルールづくり」「ルールの変更」を通して分かったこと、日常生活に生かせることを記入し、発表する。	・日常の様々な場面でルールづくりや変更などが行われており、身近なことであることを理解させる。 ・小集団で話し合う。 ・状況にあった理由や根拠をあげるように助言する。 状況の変化（例） ①小学4年生が一人加わったら ②球が当たるのが怖いという人も楽しめるように など ・ルールは集団の合意のもとにつくられていることに気付かせる。
（第 二 時）	<b>事前の活動</b> 1 「解決したい学級の問題点」等のアンケートを班長主体で実施し、学級の実態を明らかにしておく。 2 班長会で、学級活動の充実のための話し合いについて、具体的に内容、方法を検討する。 <b>本時の展開</b> 1 活動テーマの発表 「学級目標に基づいた学級ルールをつくろう」 2 提案理由の説明 ・学級（学校）の実態 ・学級（学校）の問題点 3 小集団による話し合い ・問題点を明確にする。 ・学級生活の充実に向けての改善策について話し合う。 4 小集団の話し合いの結果を発表 5 ルールづくり ・目標達成のために新たなルールを考える。 6 改善策の確認をする。 <b>事後の指導</b> ・日常生活の中で積極的に実践させる。 ・班長会の中で振り返る機会をもたせる。 ・帰りの会などで定期的に振り返る機会をもたせる。	<b>指導のポイント</b> ・日常生活の取組みについて話し合い、学級目標において改善すべき点を明確にする。 ・生徒による自主的・実践的な活動を行うために、班長会の実施、アンケートによる実態調査などを行う。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         生徒アンケートより                          「学校生活や学級で改善すべき問題点」                          ・校章忘れが多い。                          ・校章忘れ点検は厳しすぎる。 等                     </div> ・学級の実態に合わせて司会、記録、議長などの役割分担を行う。 ・班で話し合う。班員全員の意見を十分に聞くように指導・助言を行う。 ・学級全体の改善につながる話し合いになっているかを配慮する。 ・全体に共通した内容になっているかを配慮する。 ・理由や根拠に基づいた意見を述べるように指導する。 ・学級全体で話し合いを行う。 ・学級生活を充実させるための改善策を確認させ、今後の生活における実践への意欲をもたせるようにする。 ・教室に掲示するなどして、日常の中で実践できるような工夫を行う。

## ○検証授業の考察

授業前のアンケートの質問項目で「ルールやきまりをつくるうえで大切なこと」について「よくわからない」と答えた生徒は、授業後には「集団を構成するメンバーや条件に合わせてルールをつくったり変更したりすることは難しかった。でもルールは大切だということがよく分かった。普段の生活のルールも大切にしたい」と語り、その後の学級活動における話し合いでは積極的に意見を述べるなど、学級や学校の生活の向上に意欲を見せるようになった。

また、集団のリーダーとしての自覚は高いものの周囲の意見を取り入れることができなかつた生徒の場合は、「ルールをつくるには全員が納得する話し合いが必要だと思った。ルールは一部の人のものではなく、みんなのルールだから、みんなの意見を聞くことが大事だ」と述べ、リーダーとして話し合いをリードする際に、自分と異なる意見にも耳を傾けようとする姿勢が見られるようになった。

授業前後で実施した自己評価カードでは「ルールやきまりは話し合いで決めるのがよい理由を説明できる」「ルールやきまりはみんなの話し合いで変えたり、新しくつくったりしてよい理由について説明できる」「ルールやきまりをつくるうえで大切なことを説明できる」という設問に対して、授業後の方が肯定的な回答の割合が増えており、授業を通して「集団の合意によるルールづくり」の大切さに多くの生徒が気付くことができたと考えられる。

## ③中学校第3学年 社会科（公民的分野）

○小単元名：「国民の司法参加（裁判員制度）」

○ねらい：国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判があることを理解する。

**法教育の視点**＜問題を解決する力＞＜合意形成する力＞

- ・司法を自分とかわりのある身近なものにとらえ、主体的に問題を解決する力を育てる。
- ・裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることにより、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを期待して裁判員制度が導入されたことに気付かせる。

## ○指導計画

時	学習活動	指導上の留意点 <b>指導のポイント</b>
1	○ルールやきまり、法の必要性について調べる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分と異なる考え方の人と意見が対立したときの問題解決のためのルールやきまり、法の意義や役割について、具体的な事例をもとに考えるようにさせる。</li> </ul> <b>指導のポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な社会におけるトラブルを解決するためのルールやきまり、法の意義を考えさせる。</li> </ul>
2	○司法制度（裁判所の種類、三審制、刑事裁判、民事裁判等の仕組みや種類）について調べる。 ○裁判員制度が導入される意義について話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料集やパンフレット等を活用し、司法制度、裁判員制度について調べさせる。</li> <li>・「なぜ、国民が裁判に参加する必要があるのか」理由を考えさせるようにする。</li> </ul>
3	○模擬裁判のビデオを見て、5・6人で評議し、有罪・無罪を判断することを通して、裁判員の役割や責任について考える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模擬裁判のビデオを視聴させ、有罪・無罪と考える根拠となり得る事実や、証拠等を、ワークシートに記入させ、自分の判断をまとめさせる。</li> </ul>

		<p><b>指導のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実や証拠、証言等の根拠に基づき、判断することの重要性に気付かせるようにする。</li> <li>・個人の判決を根拠とともにワークシートに記入させる。</li> <li>・小グループごとに評議を行わせる。</li> <li>・グループごとの評議について発表させる。</li> </ul> <p><b>指導のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判員の体験を通して、判断基準や根拠を明確にして、論理的に考えることの大切さを実感できるようにする。</li> <li>・評議を踏まえて、再度個人の判決をワークシートに記入させる。</li> </ul>
4	○三権相互の役割や責任について調べる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法権の独立や法に基づく公正な裁判により、国民の権利が守られていることに気付くようにさせる。</li> </ul>

○検証授業の考察

検証授業では、第3時に生徒自身が裁判員となったと仮定し、模擬裁判のビデオを視聴し、評議を行った。生徒が視聴したビデオは、選択社会を履修している生徒が、近隣の大学の法学教室で実際に行った模擬裁判の様子を録画したものを使用した。授業後の生徒からは、「意見を出すことの重要性、自分の発言の重要性が改めて分かった」「自分の意見だけでなく、友達の意見を聞くことでより考えさせられた」など、自分の考えをまとめ意見を述べることの大切さや、友達の意見を基に自分の意見を修正したりしながら合意形成をすることの大切さへの気付きが見られた。

裁判員制度については、「いろいろ学習していくうちに裁判員になって裁判に参加することは国の新しい取り組みとして大切だと分かりました。近い将来ぜひやってみたい」という意見も見られた。逆に「裁判員になったら、判決が出せるか不安」という意見も見られた。選択社会で模擬裁判を行った生徒は、その際に自分たちの評議の様子を弁護士に見てもらい、助言を受ける機会を設けた。専門的な意見を聞くことで、裁判員制度の目的や意義を理解していた。今後は、学校と法曹関係者の協力による「法教育」の授業づくりも一層大切になると考える。

IV 研究の成果と課題

1 研究の成果

- ・新幼稚園教育要領、新小・中学校学習指導要領の分析をもとに「法教育」にかかわる指導内容例を一覧に整理したことにより、学校において意図的・計画的な指導が可能となった。
- ・基礎研究、調査研究を通して、児童・生徒のルールやきまり、法に対する意識や行動について、発達段階における相違点や共通点を明確にしたことで、「法教育」を通して子供たちに育てたい資質や能力を明らかにすることができた。
- ・児童・生徒の発達段階に応じた指導モデルを提示したことにより、指導方法の改善を図ることができる。

2 研究の課題

- ・今年度の研究では、指導内容例を整理したが、今後、法教育を効果的に行っていくためには、「指導内容例を基に「全体計画」の作成が必要となる。
- ・本研究を通して作成した指導モデルによる授業を実施し、「法教育の視点」「指導のポイント」の有効性を検証し、授業改善を図っていくことが必要となる。